

「一体改革素案」のポイント

(平成 24 年 1 月 6 日 政府・与党社会保障改革本部決定)

〔 昨年 6 月に決定した「成案」で示された基本的考え方や具体的な改革内容に従って、さらに政府・与党において精力的議論を進めて、その内容を具体化 〕

○ 社会保障改革

- ・ 少子高齢化、雇用基盤の変化、家族形態・地域の変化など制度を支える 社会経済情勢の変化に対応した社会保障の機能強化
⇒ 今後は、「全世代対応型」の制度とするとともに、制度を支える基盤を強化
- ・ 子育て・医療・介護・年金など、社会保障各分野について、「成案」を具体化した改革内容（改革項目と工程）を具体的に記載

【改革の方向性】

- ① 未来への投資（子ども・子育て支援）の強化
 - ② 医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化
 - ③ 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）
 - ④ 多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）へ
 - ⑤ 全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現
 - ⑥ 社会保障制度の安定財源確保
- ・ 「社会保障の充実」と「効率化・重点化」の同時実施により、2.7兆円程度の機能強化を行う「成案」のフレームを堅持

○ 税制抜本改革

- ・ 社会保障改革に必要な 安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩となる税制改革（消費税引き上げ）の実施
⇒ 2014 年 4 月に 8%、2015 年 10 月に 10%へ段階的に引上げ

- ※ 法律成立後、引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるような仕組みを設ける
- ※ 国・地方の配分は、社会保障４経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現（地方分（消費税率換算）は2014年4月から0.92%、2015年10月から1.54%）
- ※ 社会保障制度の持続可能性を確保し、同時に2020年度以降の財政健全化目標を達成するためには、更なる取組が必要
- ・ 消費税の充当先を「年金・医療・介護・少子化」の4分野に拡大（【社会保障４経費】）
 - ⇒ 消費税収（現行分の地方消費税を除く。）の使途を明確にし、社会保障財源化
- ・ 所得税の累進性を高めるとともに、資産課税の見直しを行い、税制全体としての所得再分配機能の回復を図る

○ 政治改革・行政改革への取組

- ・ 議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施した上で、税制抜本改革による消費税引上げを実施すべき

○ 素案に基づく改革への取組等

- ・ 社会保障の充実・安定化の財源を確保するため、今年度中に税制改正法案を国会に提出することをはじめ、改革に取り組む
- ・ 本素案をもって野党各党に社会保障・税一体改革のための協議を提案し、与野党協議を踏まえ、法案化を行う

社会保障・税一体改革の主な経緯

平成 22 年

10 月 28 日 政府・与党社会保障改革検討本部の設置

12 月 14 日 「社会保障改革の推進について」閣議決定

平成 23 年

6 月 30 日 「社会保障・税一体改革成案」政府・与党社会保障改革検討本部決定
(7 月 1 日閣議報告)

8 月 12 日 関係 5 大臣会合(官房長官、一体改革、総務、財務、厚生労働各大臣)で
「社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュール」を公表

〔厚生労働省の関係審議会等において改革案の具体化の検討〕

9 月 2 日 野田内閣発足、「基本方針」閣議決定
(「成案を早急に具体化する。」)

12 月 5 日 政府・与党社会保障改革本部 総理指示
(「年内を目途に「成案」を具体化した「素案」とりまとめ)

政府・与党で精力的に検討

〔(政府部内)
・ 関係 5 大臣会合
・ 政府税制調査会
(民主党内)
・ 社会保障と税の一体改革調査会 (細川会長)
・ 税制調査会 (藤井会長)〕

平成 24 年

1 月 6 日 「社会保障・税一体改革素案」政府・与党社会保障改革本部決定
(同日閣議報告)